４高商政第209号

令和４年８月３日

関係団体ご担当者　様

高知県商工労働部長

事業所で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の

対応の一部変更について（依頼）

　平素から、本県の商工労働行政につきまして、格別のご協力を賜り、誠にありがとうございます。

　事業所で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の対応については、令和４年６月27日付け４高商政第112号で、各事業所での適切なご対応や、組合員・会員等への周知についてご協力をお願いさせていただいたところです。

　この対応について、令和４年７月22日から、濃厚接触者の待機期間が７日間から５日間へ短縮されたことに伴い、取扱いが一部変更となりました。

つきましては、この取扱いの変更について、下記及び別添の内容をご確認いただきますとともに、対応についてご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

１　事業所内で感染者が発生した場合における各事業所での対応について

県健康政策部が作成した別添フローチャートについて、濃厚接触者の待機期間に関する箇所が見直しされています。改めて、フローチャートをご確認いただき、各事業所で適切なご対応をくださいますようご協力をお願いいたします。

なお、フローチャートに関するお問い合わせは、お手数ですが、県健康政策部　　健康対策課までお願いします。

（県健康政策部健康対策課ホームページ）

　　https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/130401/2022051100193.html

２　組合員、会員等への周知について

団体等におかれましては、本通知について、お手数ですが、関係の組合員、会員等の皆さまへの周知をお願いいたします。

＜本通知の問い合わせ先＞

高知県商工労働部工業振興課

大原、宮脇

TEL：088-823-9691